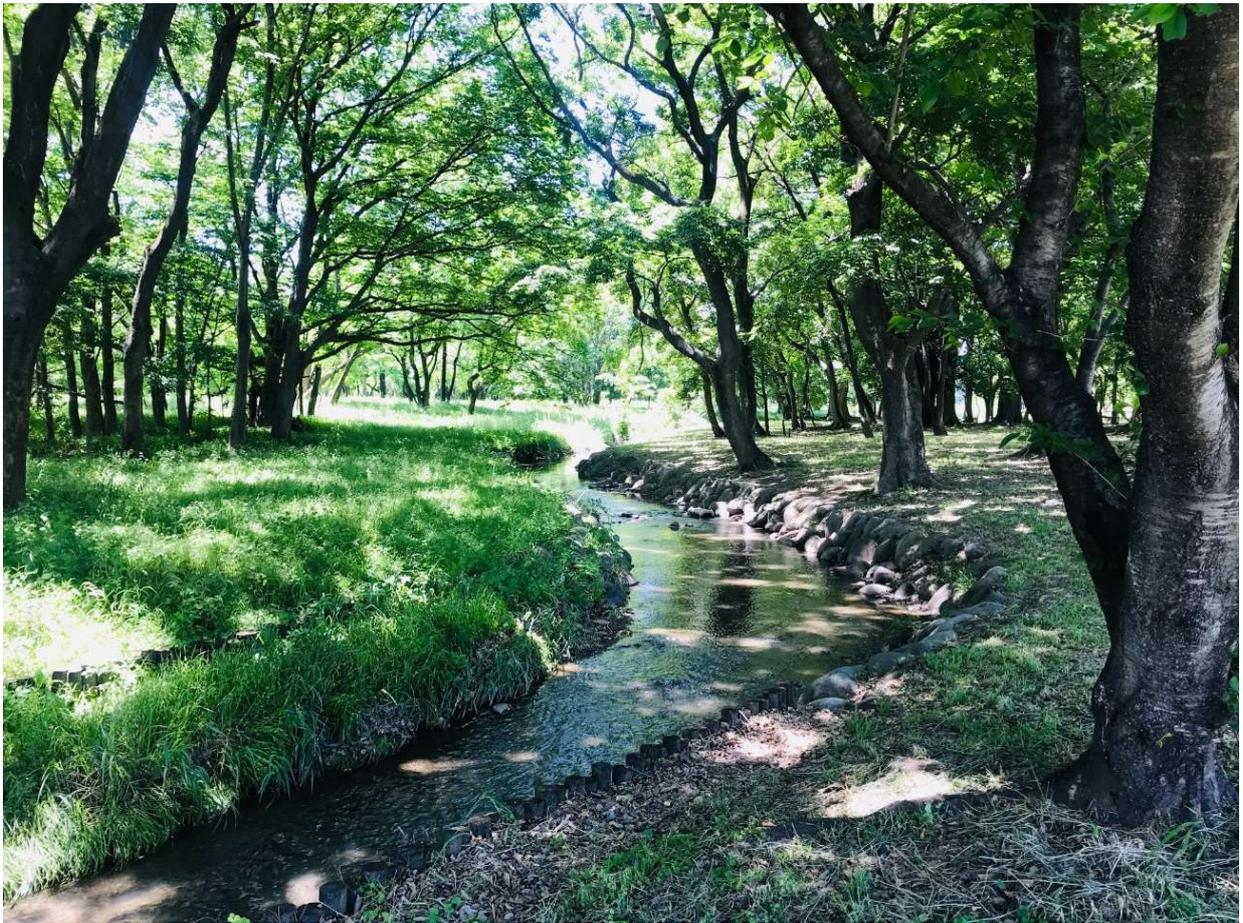


玉村町環境基本計画 (2021-2030) (概要版)



令和3年6月
玉村町



計画の役割と位置付け

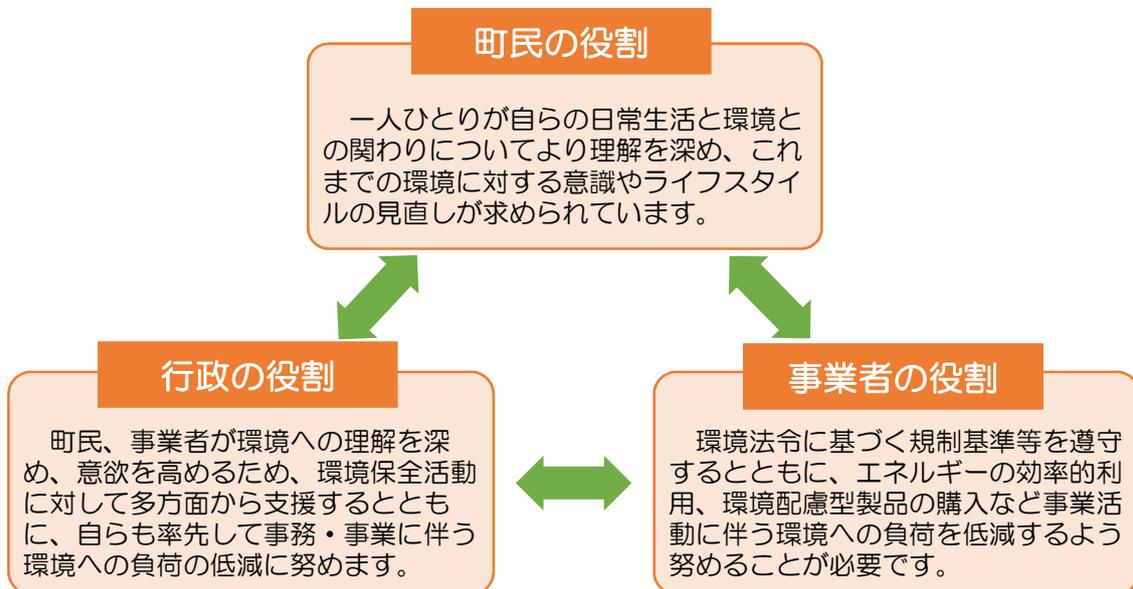
玉村町環境基本計画は、玉村町環境基本条例第9条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに町の施策の大綱を定めるものです。

本計画は「第6次玉村町総合計画」における環境面を推進するため、玉村町環境基本条例の基本理念を踏まえ、目指す環境像の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心に位置づけます。

目標年度は令和12(2030)年度とした10年間の計画とし、進捗状況を点検、評価の結果、計画がそぐわないと判断された場合は、随時見直しを行います。

町民・事業者・行政の基本的な役割

本町を取り巻く環境問題を解決していくためには、行政はもとより、町民・事業者の自主的・積極的な取り組みが不可欠となります。町民・事業者・行政がそれぞれの立場で、また、相互に連携を図りながら役割を果たすことが必要です。



目指すべき環境像

まちづくりの基本となる「第6次玉村町総合計画」では、町を目指すべき将来像を「暮らすなら、ここがいい。」とし、実現するために6つの重点目標を掲げています。重点目標のうち「生活しやすい環境をつくる」、「たまむらの良さを次世代につなぐ」において玉村町の環境に関する項目が挙げられています。

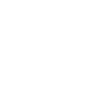
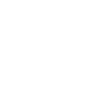
玉村町の豊かな自然を保全し多くの生物からの恵みを受け続け、そして次の世代にその恩恵を引き継げるよう、当初計画の理念を継承し、目指すべき環境像を以下のように定めます。

たまむらの自然をいつまでも
～ 安心な生活と共に～

計画の体系

玉村町環境基本計画（2021-2030）の体系を以下に示します。本計画の体系は、5つの基本目標と8つの重点施策、17の基本施策で構成されています。

本計画では、平成 27（2015）年に採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を関連施策と紐づけています。SDGs とは、地球上の誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき 17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されているものです。

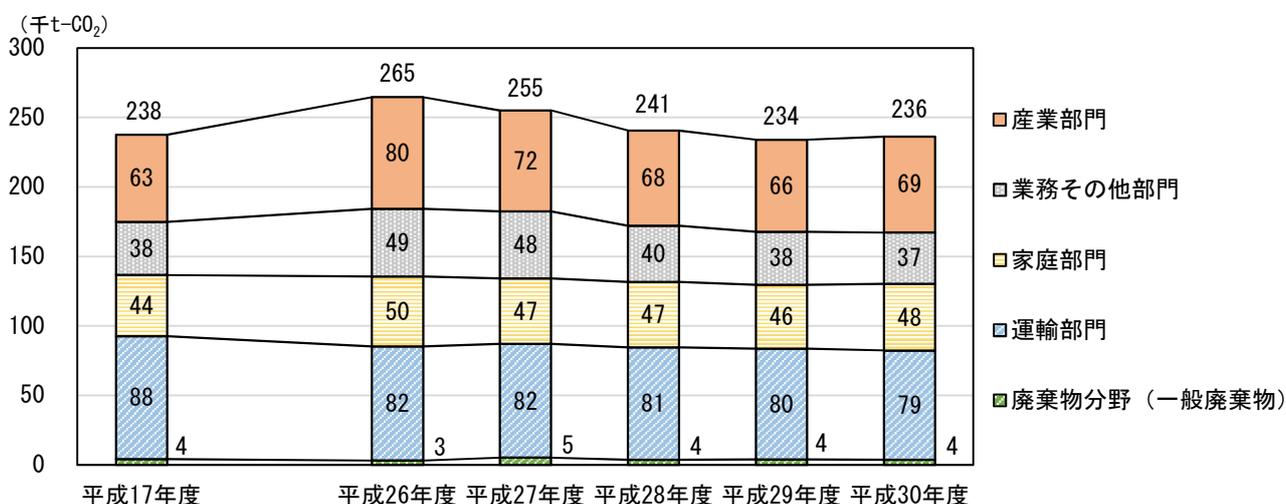
目指すべき環境像	基本目標	施策	対応するSDGsの目標
たまむらの自然をいつまでも 安心な生活と共に	地球温暖化の防止	重点1 「玉村町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定 重点2 公共施設への再生可能エネルギー導入促進	   
			   
		基本1 省エネルギー・自然エネルギーの利活用 基本2 自動車の使用抑制と交通の円滑化	   
			 
	自然環境の保全	重点3 町内全域の各種自然調査の実施 重点4 河川緑地の保全事業の推進	   
			   
		基本3 森林資源の保護・有効活用 基本4 植栽運動の推進	 
			 
	循環型社会の構築	重点5 廃棄物の適正処理とごみ減量・リサイクル習慣の普及啓発	   
			   
		基本5 ゼロエミッションとライフサイクルアセスメント 基本6 グリーン購入の推進 基本7 水資源の節約 基本8 ごみ処理システムの再設計 基本9 発生抑制と分別の意識啓発	 
			   
			  
			 
	安心安全な社会の構築	重点6 公害防止のためのパトロール強化 重点7 環境基本計画推進体制の確立	   
			  
		基本10 親水空間の保全・創造 基本11 有害物質等の発生抑制・管理の徹底 基本12 騒音・振動対策 基本13 下水道への接続推進と排水への配慮啓発	  
   			
  			
 			
環境教育の促進	重点8 環境基本計画の熟知・推進	 	
		 	
	基本14 自然愛護思想の普及拡大 基本15 情報提供 基本16 環境美化意識の向上 基本17 食糧問題への意識啓発	 	

基本目標 1 地球温暖化の防止

国では、平成 27 年 12 月にパリで開催された第 21 回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）で令和 2 年以降の地球温暖化防止の新たな枠組みとなる「パリ協定」採択後、平成 30 年 4 月に「第 5 次環境基本計画」、6 月に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」さらに、7 月に「第 5 次エネルギー基本計画」がそれぞれ閣議決定され、国、地方公共団体、事業者、国民など各主体に期待される役割や環境保全施策の推進に向けた具体的な指標などを示しました。

“地球”という大きな枠組みの中であっても、町民・事業者・行政の小さな活動の継続によって地球全体の環境保全へとつながります。このような意識の定着を図るとともに、町民や事業者の活動に対する支援等を促進することが大切です。

本町における温室効果ガス排出量は減少傾向で推移しています。2050 年に向けた、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すため、今後も、温室効果ガス排出量の削減に向け、取組みを実施していきます。



(出典：環境省「自治体排出量カルテ（玉村町）」)

図 1 玉村町の温室効果ガス排出量の推移

☆重点施策☆

「玉村町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定

国や県では、2050 年に向け、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方針であり、本町においても 2050 年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指します。

この目標を達成するために、町域から発生する温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量抑制のための計画「玉村町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、総合的・計画的に温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

公共施設への再生可能エネルギー導入促進

学校や、公共施設に導入することによって、子どもの頃から再生可能エネルギーに対する理解・意識の高揚が図れるとともに、広く地域に開放することにより、住民の再生可能エネルギーや環境に対する意識の高揚を目指します。

基本目標 2 自然環境の保全

本町は利根川と烏川に囲まれ、その河川敷の森林には多くの動植物が生息しており、生き物が暮らす生態系が継続的に保全されていくことが求められております。本町でも、哺乳類ではアライグマ、魚類ではブルーギル、コクチバス、昆虫類ではアカボシゴマダラ、クモ類ではセアカゴケグモ、植物ではオオキンケイギクなどの特定外来生物が発見されており、特定外来生物対策が必要になってくるものと考えられます。

また、特定外来生物ではないものの、シカやイノシシ、ハクビシンについても生息が確認されており、農作物の被害を食い止める対策が必要です。

生物多様性の確保には、私たち人間の都合ばかりを優先するのではなく、自然との共生の視点から環境づくりに取り組んでいく必要があります。

☆重点施策☆

町内全域の各種自然調査の実施	
住民参加で身近な生き物の調査を実施し、生物多様性の保護・保全についての理解を深めるとともに、体験を通じて自然の大切さを共に考えていきます。調査は、定期的の実施し、町内の自然環境の変化を確認していきます。	
河川緑地の保全事業の推進	
河川緑地は、多くの動植物が生息・生育し、人間にとって豊かな恵みを与えてくれる貴重な空間であり、新緑や紅葉など四季折々の美しい景観を見せてくれます。 この河川緑地を、持続可能なまちづくりの重要なポイントとして保全活動を推進します。	
数値目標	河川クリーン作戦参加者（年間） 1,000 人を目標

基本目標 3 循環型社会の構築

近年では、3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））のほかに、過剰包装などを断り、ごみになるものは受け取らず、ごみの減量をすること（Refuse）、修理できるものは修理して使うこと（Repair）の重要性が高まり、5R としての活動が広がっています。

玉村町クリーンセンターへ搬入されるごみの量は減少傾向となっており、平成 30 年度には、前計画での 1 人 1 日当たりごみ排出量（家庭用）（705g/人・日）は、目標値（718g/人・日）を達成している状態です。一方で、事業系ごみを含めた 1 人 1 日当たりごみ排出量（1,011g/人・日）は、全国や群馬県の排出量平均値（全国：918 g/人・日、群馬県：986 g/人・日）と比較すると多い状況です。そのため、今後も引き続きごみの減量化に取り組んでいく必要があります。

☆重点施策☆

廃棄物の適正処理とごみ減量・リサイクル習慣の普及啓発	
建設副産物の再生利用、排水処理汚泥の堆肥化など、事業により発生するごみの減量化を促進します。また、事業者に対してもごみ減量化や事業系一般廃棄物の適正処理などの啓発と指導に努めます。町民には、広報などを通じてごみ減量意識の啓発、5R 運動などの普及啓発を推進します。また、群馬県における「食品ロス『ゼロ』」宣言に準じ、本町における食品ロスの削減を目指します。	
数値目標	1 人 1 日当たりごみ排出量（家庭用）の減少:705 g/人・日→約 670 g/人・日（令和 12 年度）

基本目標 4 安心安全な社会の構築

町内を流れる利根川や烏川の水質は概ね良好ですが、町内の普通河川や水路では生活雑排水の流入により水質が悪化している箇所もあります。

工場や事業場などからの騒音・振動については、技術の進歩や規制対策が進んだことなどにより、本町に寄せられる公害苦情件数は減少傾向にあります。しかし、近年の傾向として発生源の多様化と快適な環境を求める住民意識の高揚により、様々な発生源からの被害が苦情として寄せられています。

工場排水に含まれる化学物質や農地で使用される農薬類は、土壌や地下水へ浸透し、濃度によっては、私たちの健康を脅かす場合もあるので、町民が安心・安全に暮らしていけるよう、公害防止及び環境保全の指針となる制度づくりを進めるとともに、水と緑に代表される自然の循環サイクルを守り、さらなる緑地面積の増加を図るための施策を検討します。

☆重点施策☆

公害防止のためのパトロールの強化	
町民の生活環境を守るため、パトロールを強化するとともに、防犯パトロールなどと連携し、様々な機会に町の環境についてパトロールを行います。	
数値目標	公害苦情を減らす:20件→10件（令和12年度）
環境基本計画推進体制の確立	
環境基本計画の策定後は、概要版の配布やホームページへの掲載など、広く町民に普及・啓発を行い、町民の環境に対する意識の高揚を目指します。また、教育関係者や自然体験活動に取り組んでいる人などを対象に研修会等を開催し、人材の育成を行い、玉村町環境基本計画を確実に実行し、推進する体制を整えます。	

基本目標 5 環境教育の促進

本町の豊かな自然を守り、快適な環境を将来に引き継いでいくためには、経済社会活動の基盤が環境であることを念頭に置き、経済社会活動が環境への負荷の増大につながらないような形に地域を転換していくことが重要です。そのためには、環境の側面のみならず経済・社会の側面も統合的に捉え、環境保全の活動が、経済や社会の課題解決にも貢献していくことを意識し、環境から地域づくりを進めていくことが必要です。私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、学び、理解し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが必要であり、あらゆる場・機会を通じた環境学習や将来を担う子どもたちへの環境教育、環境情報の発信、各種イベント等での啓発などの充実が求められています。

☆重点施策☆

環境基本計画の熟知、推進
環境基本計画に示された事業を行う推進体制を確立し、積極的に温室効果ガスの削減や環境保全の取り組みを行います。

地球温暖化の防止

- ・節電やこまめな消灯、宅配便の再配達防止、クール（ウォーム）シェアなど省エネルギー型のライフスタイルを実践する。
- ・省エネルギー性能の高い家電製品への買換えに努める。
- ・通勤、通学、買い物など移動時の公共交通機関や徒歩、自転車を利用する。
- ・ふんわりアクセル等のエコドライブの実施や次世代自動車の購入に努める。
- ・蓄電池の導入、高断熱化等によるエネルギー消費性能に優れた住宅の新築を検討する。

自然環境の保全

- ・自然観察会等への積極的な参加や自ら自然とふれあう機会を創出し、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識の高揚に努める。
- ・自然とのふれあいにより、心身の健康増進を図る。
- ・自然公園における動植物の保護や美化清掃等の適正な利用に努める。
- ・街路樹や公園等の身近な自然を大切にす。
- ・家の敷地内での植栽や生垣の整備等の緑化を進める。
- ・トレッキングや野外キャンプでは、自然の保護に努め、ごみは必ず持ち帰る。

循環型社会の構築

- ・ごみの分別を徹底し、不適正処理物が混入しないよう努める。
- ・ごみ出しのルールを遵守する。
- ・ごみのポイ捨て等を行わないように努める。
- ・生ごみ処理機を積極的に利用し、生ごみの削減に努める。

安心安全な社会の構築

- ・環境に配慮したエコドライブに努める。
- ・環境に配慮した次世代自動車を購入・検討する。
- ・徒歩や自転車、公共交通機関の積極的な利用に努める。

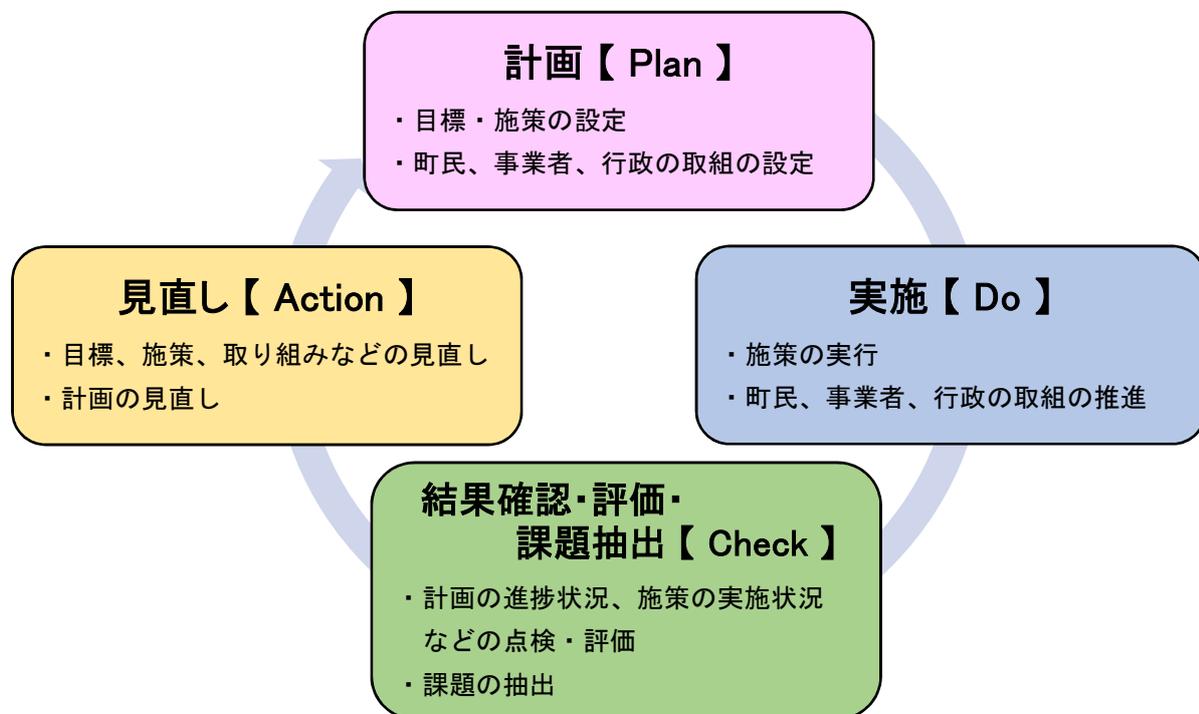
環境教育の促進

- ・身近な自然とのふれあいなどを通して、環境に興味、関心を持つ。
- ・環境問題についての講演会や体験学習、イベントへの積極的に参加する。
- ・環境について学んだことを普段の生活のなかで実践する。
- ・歴史や文化財に関する講座やイベント等に参加し、本町の歴史への興味・関心や文化財保護の意識を高める。
- ・身近な歴史的遺産・文化財の保護に協力する。

計画の進行管理

環境基本計画を具体的かつ効率的に推進していくためには、国、県などの関係行政機関、近隣自治体との連携を強化するだけでなく、町民、事業者の主体的な参加と実践が必要不可欠です。

町は、「玉村町環境基本計画 PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクル」を構築し、計画通りに実施できたかを点検し、改善策を講じながら、PDCA サイクルを回していきます。



発行 玉村町 環境安全課
〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201
TEL : 0270-65-2511 (代表) FAX : 0270-65-2592
e-mail : kankyo@town.tamamura.lg.jp